

【令和4年3月】

まき餌籠の大きさ等の制限

(神奈川海区漁業調整委員会)

【海区漁業調整委員会指示の概要】

遊漁者（釣り人）が遊漁船やプレジャーボートなどを利用して釣りをする場合に使用するまき餌籠の大きさはLサイズ以下です。また、一つの仕掛けに付けるまき餌籠は1個です。

遊漁者（釣り人）が船舶から釣りをする場合の制限です。

【目的等】

遊漁者の皆さんのが、釣をする際に過度にまき餌を使用されると、撒かれたエサが海底へ沈着することにより漁場環境が悪化し、また一定の箇所に魚が停滞しやすくなってしまいます。

こうしたことから、神奈川海区漁業調整委員会では、釣りや漁業を行う漁場を適切に保全するため、まき餌籠の大きさ等について、漁業法第120条第1項の規定に基づき委員会指示を発動し制限をしました。

1 使用できるまき餌籠の大きさ

外径5.5cm以下（放出するまき餌量調整などのために取り付けられた突起した部分を除く）、長さ16cm以下（まき餌を収納する部分）のいずれの条件も満たすもの。

2 使用できるまき餌籠の数

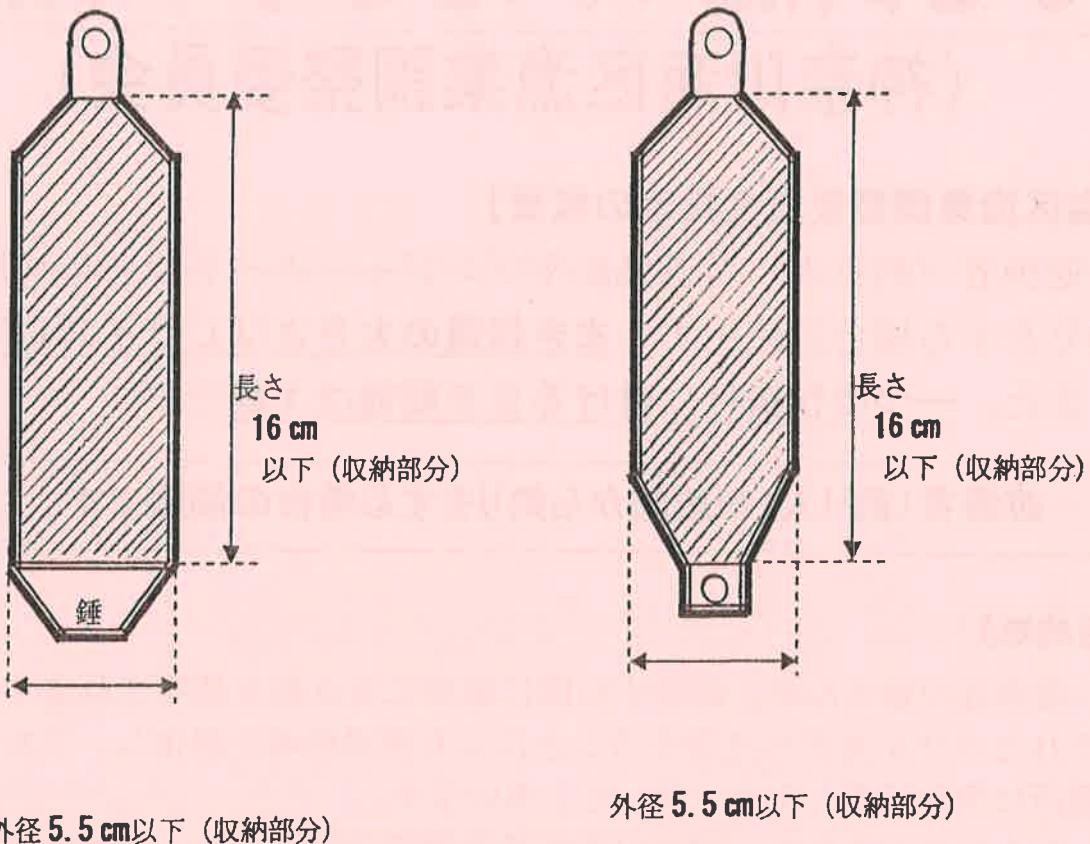
1つの仕掛けに1個

3 使用を制限する期間

令和4年4月22日から令和7年4月21日まで（3年間）

※ この委員会指示は、平成19年4月22日から継続しています。

まき餌籠の大きさ



まき餌籠のサイズはメーカーによって多少異なりますが、
Lサイズまでは、使用可能です。

※ 委員会指示とは

- 漁業法第120条第1項の規定に基づくもので、水産動植物の繁殖保護、漁業権又は入漁権の行使の適切化、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止などを関係者に対し指示することができるとされています。
- なお、海区漁業調整委員会指示に従わない者が、この指示に従うよう命じた知事の命令に違反した場合、漁業法第191条の規定により、罰則が適用される場合があります。（1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）

問合せ先

神奈川海区漁業調整委員会事務局

電話 045-210-8556(直通)



神奈川県

定置網周辺の保護区域内での 漁業、遊漁などや魚道の遮断、 魚群を散逸させる行為はできません

神奈川海区漁業調整委員会では、漁業法第120条第1項の規定による海区漁業調整委員会指示により、定置網周辺の保護区域内（裏面の保護区域図のとおり）においては、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁などを行うこと、又は定置漁業の魚道の遮断、魚群を散逸させる行為を禁止していますので、遵守をお願いします。

定置網漁業は、漁具を敷設し、魚を待って獲る漁業です。定置網周辺での漁業の操業や遊漁、プレジャーボート等の高速航行は定置網漁業の漁獲に影響を与え、また船舶の定置網への接近は漁具の破損や海難事故を発生させる恐れがあります。

[海区漁業調整委員会指示とは]

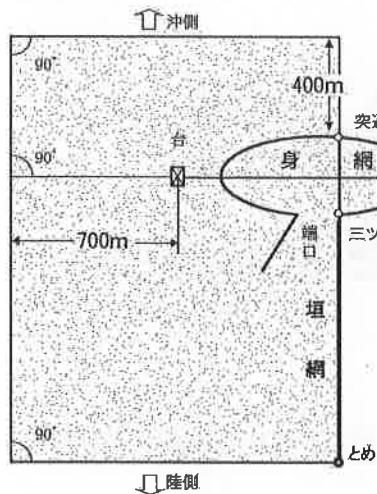
- 漁業法第120条第1項の規定に基づくもので、水産動植物の繁殖保護、漁業権の行使の適切化、漁場の使用に関する紛争防止などのために、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁場の使用に関する制限などを関係者に対し指示することができるとされています。
- 委員会指示に違反した場合には、漁業法第191条の規定により、罰則が適用される場合があります。

[問合せ先]

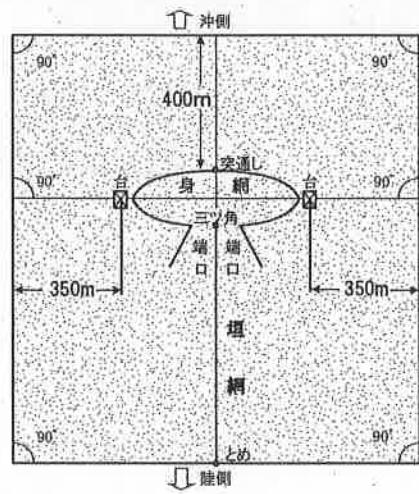
神奈川海区漁業調整委員会事務局 電話045-210-8555
神奈川県環境農政局農政部水産課漁業調整・資源管理グループ 電話045-210-4549

定置網周辺の保護区域図

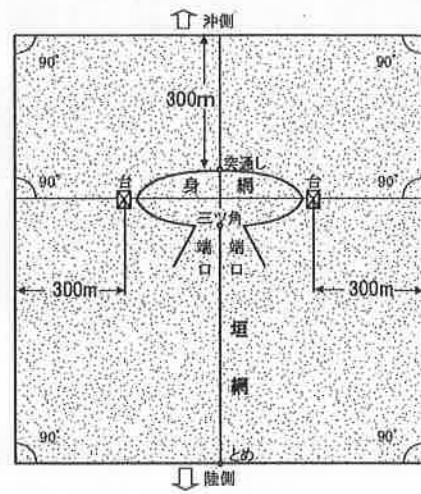
○片口網



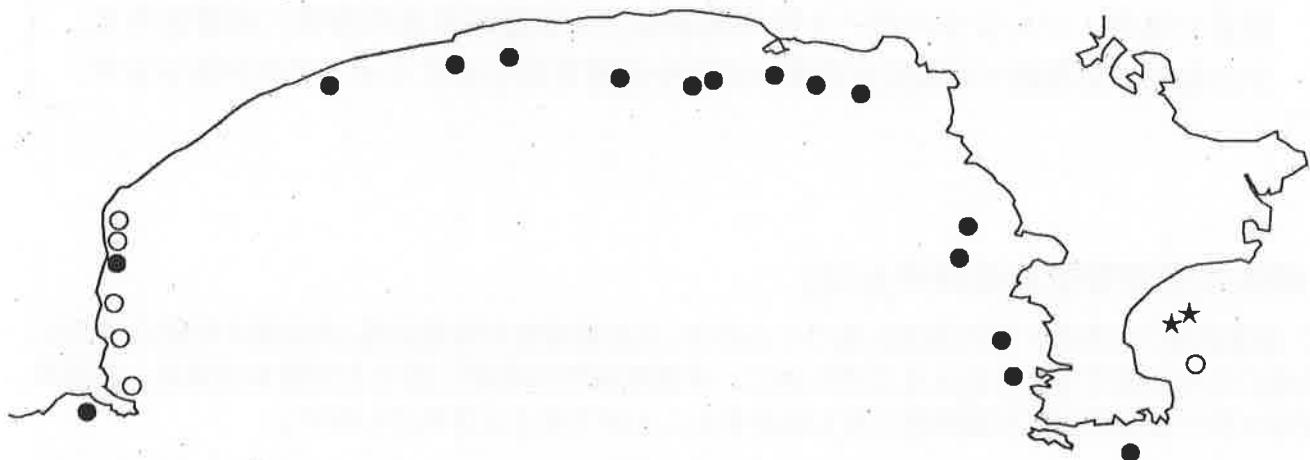
●両口網



★いわし両口網



神奈川県の定置網位置図



地図上の各点の場所に、それぞれ対応する網型の定置網が設置されています。
上図の保護区域（網かけ部分）での漁業・遊漁等を行わないでください。